

## 掘削工事を行われる建築工事等関係者の皆様へ

大阪市建設局

令和8年4月1日作成

- 掘削等を伴う工事で、地下水（湧水）を公共下水道へ排除する必要がある場合は、大阪市下水道条例第9条及び同下水道条例施行規則第8条の規定に基づき、「公共下水道使用開始届」のご提出をお願いします。  
また、届出いただく公共下水道使用者は、工事を行う施工事業者となりますので、届出人欄は、**施工事業者の法人名称及び代表者名**を記載してください。  
※ 代表者名は、必ず法人の代表権を有する方の氏名で記載してください。  
※ 下水道使用料は、地方自治法に基づく使用料であり公債権となります。使用料の賦課は行政処分を伴いますので、共同企業体名義等による届け出は受け付けておりませんので、ご注意ください。
- 「公共下水道使用開始届」には、次に掲げる書類を添付し、2部ご提出ください。（提出者の控えが必要な場合は3部ご提出ください。）

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 工事現場付近見取図<br/>現地確認の際、現場担当者に確認する場合がありますので、現場事務所の位置も記載してください。</li><li>② 排水計画書<br/>ノッチタンク（沈砂設備）の設置箇所や公共下水道（枾）までの排水経路を記入したもの。</li><li>③ ノッチタンク（沈砂設備）図面<br/>本市が定める要件を満たしたもの。</li><li>④ その他本市が必要と認めるもの</li></ol> |
|--|

「公共下水道使用開始届」は、行政オンラインシステムによる手続きもしくは、届出先（裏面記載）まで持参または郵送してください。

※ 行政オンラインシステムを利用される場合は、部数は関係ありません。

※ 郵送の場合で、控えが必要な場合は、切手を貼り付けた返送用封筒を同封してください。

- 掘削等を伴う工事で、公共下水道に地下水（湧水）の排水がある場合、汚水排出量の認定は本市で行います。また、本市が認定した汚水排出量に基づき下水道使用料を徴収します。  
この認定は、上水を使用する場合の汚水排出量の認定（みなし排水量）とは異なる排水として認定を行います。（詳細は下水道使用料計算式をご参照ください。）  
また、汚水排出量の認定には、沈砂設備等（ノッチタンクの直角三角堰水高により算出（詳細は三角堰流量の認定方法をご参照ください。）からの汚水が24時間連続で排水されているものとみなして認定します。正確な汚水排出量の認定を希望される場合は、ポンプ等の稼働時間計測機器または流量計測機器等を設置して汚水排出量を特定してください。

なお、汚水排出量を認定するにあたり、本市職員が現地立入調査を実施します。水量測定や、排水状況の確認が滞りなく実施できるよう、ご協力をお願いします。

※ 本市職員は下水道法（第 13 条及び第 32 条）に基づく身分証を携帯しています。現場代理人等が現地に不在の場合も、お声掛けをした後、立入調査を実施しますので、ご注意ください。

4. 稼働時間計測機器または流量計測機器等を設置している場合は、毎月末日に検針し、翌月 15 日までに検針報告書と計測機器の指示数値が確認できる写真を、連絡先まで送付してください。
5. 排水を中止された場合は、すみやかに公共下水道使用中止届のご提出をお願いします。  
(添付書類は不要です)。  
公共下水道使用中止届の提出がない場合は、使用状態が継続しているものとし、下水道使用料が徴収されますのでご注意ください。  
※ 中止届についても、開始届と同様の方法で提出できますが、提出物の控えが必要な場合は、切手を貼り付けた返送用封筒を同封いただくようお願いします。

#### (注意事項)

- ・「公共下水道使用開始届」は、概ね排水を開始される 1 週間前までのご提出をお願いしています。遅れる場合などは、担当者までご連絡いただくようお願いいたします。
- ・公共下水道使用開始届を提出後、届出内容に変更があった場合は、担当者までご連絡をお願いします。
- ・掘削等を伴う工事で、地下水（湧水）を公共下水道へ排除する場合は、必ずノッチタンクで沈砂してから公共下水道へ排水してください。また、水質基準に満たない汚水については、中和処理を行った後、公共下水道へ排水する必要がありますのでご注意ください。
- ・大阪市下水道条例第 10 条の 2、3 に定める水質基準に適合しない場合は、除害施設等を設置し、基準以下にして排水する必要がありますのでご注意ください。

※ 適正な汚水排出量の認定にご協力いただきますよう、お願いいたします。

連絡先（届出送付先）

大阪市建設局 下水道部調整課（経営企画担当）

〒559-0034

大阪市住之江区南港北 2 - 1 - 10 ATC-ITM 棟 6 階

TEL (06-6615-7546)

検針報告用メールアドレス：[gesuidou-houkoku@city.osaka.lg.jp](mailto:gesuidou-houkoku@city.osaka.lg.jp)